

都行第 1387 号  
平成27年2月12日

長谷川 幹夫 様

さいたま市長 清水 勇人



「平成26年度さいたま市提案型公共サービス公民連携制度」における提案審査結果  
について(通知)

この度は、平成26年度さいたま市提案型公共サービス公民連携制度に御提案をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月20日付けでご提出いただきました御提案について、審査結果を下記のとおり通知いたします。

今後につきましては、別添「ご提案いただいた事業の今後の流れについて」を御参照いただきますとともに、引き続き本市の公民連携の推進に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 事業名  
介護者カフェの開設、運営事業
- 2 審査結果  
採用とする（詳細は別紙のとおり）

(連絡先)

330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市

都市戦略本部 行政改革・公民連携推進担当

担当: 柴山、吉田

TEL: 048-829-1106

FAX: 048-829-1974

E-mail: [kaikaku@city.saitama.lg.jp](mailto:kaikaku@city.saitama.lg.jp)

さいたま市提案型公共サービス公民連携制度における提案審査結果について

提案者番号	17		
事業名	提案者	審査結果	さいたま市提案型公共サービス公民連携制度検討委員会による意見（市によるまとめ）
介護者カフェの開設、運営事業	長谷川幹夫	採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案は採用が望ましい。</li> <li>・ この場所における提案は提案者にしかできない。</li> <li>・ 事業の性格上、複数事業者を選定しても良い。</li> </ul>
			同検討委員会での主なコメント
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市からの提示に沿っているとともに、具体的な場所や人材を固定した具体性の高い提案である。</li> <li>・ この場所における提案は提案者にしかできないが、立地は多様であるべきなので、複数選定を前提として、市が公式に認めた介護者カフェを価格要素のないプロポーザルで選定する意義はある。</li> <li>・ 小学校区域で開設という案には無理がある。来店者間の交流の場の具体案として、クラブ活動への参加やその講師となって張り合いを持ってもらうこととしているが、そこまで活動的な場に発展できるのか介護者が息抜きできる場となるように配慮をし、福祉関係を学ぶ学生の介護現場の体験学習の場とあるが、協力関係と内容が不明。協力団体の施設を活用し店舗の初期費用が不要なところは高く評価できる。運営スタッフにホームヘルパーや介護福祉士などが含まれるところは高く評価できる。</li> <li>・ 事業の熟度は高いと思われる。事業における各セクターの役割を明確化する形で公募されたい。</li> <li>・ 平成27年度に2か所ということなので複数事業者を選んでも良いのではないか。</li> </ul>
			事業所管課の意見
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の人件費や直接経費等は、市が補助金として負担する場合を考えても無理のない額だと考える。</li> <li>・ この場所での実施は提案者しか出来ないが、協力団体の施設や人材（ホームヘルパーや介護福祉士等）を利用することによる開設・運営は評価できる。</li> <li>・ 介護者カフェの運営としては、提案された介護者同士の交流の場としての活動や、学生の体験学習の場という姿勢が、介護者が自由な時間を過ごす環境を確保する中でどのように関わっていくかを考えていく必要があると考える。</li> </ul>

## ご提案いただいた事業の今後の流れについて

この度は、平成26年度さいたま市提案型公共サービス公民連携制度にご提案をいただき、誠にありがとうございました。

今後、ご提案いただきました事業につきましては、次のとおり進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### ①提案の公表

提出されたすべての提案について、事業名と概略をホームページ等で公表します。ただし、提案者名や提案者の創意工夫が含まれる詳細な提案内容は、公開の対象としません。

公表内容については、提案者様にご確認いただいた上で公表させていただきます。内容の確認は3月末までに別途、ご連絡させていただきます。

#### ②採用事業の事業化

提案が採用となった事業の実施については、さいたま市提案型公共サービス公民連携制度検討委員会で示された事業者の選定方法の考え方を参考に、随意契約、プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札のいずれかの方法により、改めて事業者を選定します。

※提案が採用となった事業者が必ずしも事業者となるものではありません。

※プロポーザル方式及び総合評価一般競争入札により事業者選定をする場合は、提案が採用となった事業者には、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、評価項目合計点（満点）の5%を加点して評価することとします。

※共同事業体の提案が採用となった場合、全ての構成員が加点を受ける対象となります。ただし、事業者選定時において、複数の構成員が加点を受ける対象であっても、加点の合算はせず、評価項目合計点（満点）の5%を加点して評価することとします。

※共同事業体の提案が採用となった場合、原則として、事業者選定時には、提案時と同一の共同事業体で参加してください。